

The Japanese “Illegal Immigration” into Hong Kong After World War II: From Repatriation Seekers in the Late 1940s to smuggling in the early 1950s

Hiroshi Murai

Abstract

This study aims to elucidate the background and changing nature of the illegal immigration of Japanese people into Hong Kong from the end of World War II until the establishment of the Japanese Consulate General in Hong Kong in 1952.

The description by a journalist who came to Hong Kong immediately after signing the Peace Treaty in 1951 revealed that even at that time, there were Japanese residents in Hong Kong who were officially not supposed to exist (Section 1).

Articles from Chinese-language newspapers in Hong Kong revealed that around the time of the Communist victory in the Chinese Civil War, some Japanese people who had remained in China for various reasons post-war attempted to enter Hong Kong seeking repatriation to Japan. They were subject to the control of Hong Kong authorities, who were wary of the influx of refugees from mainland China (Section 2).

Many of these Japanese people were women, and Japanese women married to Chinese people were less visible from the Consulate-General's point of view. Nevertheless, the Consulate-General acting as an underwriter opened the way for the Japanese who wished repatriation via Hong Kong to enter Hong Kong. After that, articles in Chinese-language newspapers concerning illegal Japanese immigration there for repatriation were no longer found (Section 3).

However, in Hong Kong after 1950, where regulations remained strict, there were cases of Japanese people directly involved in trade (smuggling) after entering Hong Kong illegally, against the backdrop of the development of private Japanese trade, and there were new forms of

illegal entry incidents for this purpose (Section 4). This situation changed drastically in 1954, when a renewable six-month entry visa was granted.

Previous studies on the history of immigration control in Hong Kong have focused solely on the influx of Chinese from mainland China into Hong Kong and have not examined how the system designed for this purpose was applied to other foreigners. The discussion in this paper provides some clues.

第二次世界大戦後の香港における日本人の密入境

——一九四〇年代末の引揚希望者から一九五〇年代初頭の密貿易まで——

村 井 寛 志

はじめに

本稿は、第二次世界大戦終結後、一九五二年の駐香港日本国総領事館設置前後までの期間に香港に密入境(国)した日本人について、密入境がなされた背景やその性質の変化を、明らかにするものである。

これまで、戦前の香港における日本人の活動については少なからぬ研究がなされてきた。早くも日中戦争開戦前夜の一九三七年には、一八七三〜八九年の香港における日本人の状況を編年体で整理した奥田の著作が刊行されているが、戦前の香港の日本人コミュニティの状況を概観した呉、イギリスの香港領有初期に日本から来た漂流民や娼妓、訪欧途上の日本人の滞在記録を扱った陳、方、奥田の著作を外交史料館の史料から再検討した西中、香港の日本人墓地を扱った赤岩、羅・陳、岩下・村田・李、香港における日本人の資料収集や出版活動を扱った馮、戦前の香港日本商工会議所を取り上げた飯島、戦前の日本人学校と香港本願寺を扱った小島、香港にお

る日本人彫師の活動を扱った山本⁽¹²⁾、戦前・戦中に広州・香港に滞在した和久田幸助の経験を扱った大東等⁽¹³⁾、特に二〇〇〇年代以降多数の研究が登場した⁽¹⁴⁾。また史料集としても、戦前の日本における香港関連の著作を復刻した濱下武志・李培徳監修・解説『香港都市案内集成』全一三巻（ゆまに書房、二〇一三―二〇一四年）がある以外に、中国語でも戦前香港を訪れた日本人が書いた文献を翻訳した陳編⁽¹⁵⁾、謝編訳⁽¹⁶⁾が刊行されている。（占領期を除き）最多でも二、二〇五人（一九三二年）とされる戦前の日本人コミュニティの規模からすれば、かなり充実した研究状況と言える。

これに比して、第二次大戦後の香港における日本人の活動に関する研究は少なく、同時代研究が登場する一九九〇年代より前の時期を扱ったものは、管見の限り学術研究としては香港の日本人経済団体の活動を扱った内野川辺⁽¹⁸⁾、他にノンフィクション作品等を含めても日本商社・建設会社が受注した一九六〇年代の上水道工事の建設過程を描いた木本や⁽¹⁹⁾、一九六四年に香港に支店を開設した三和銀行を扱った立石⁽²⁰⁾、香港日本人倶楽部の刊行物などがあるのみである。

戦後を対象とするこれらの研究・著作はいずれも日本企業及び企業駐在員を主題とし、時期的には日本総領事館が再び開設する一九五二年以降のことしか扱われていない。戦後の香港で日本人の滞在が公式に可能になるのは講和条約発効後であり、かつその後の香港の日本人コミュニティの主流は企業駐在員であったことからすれば、そこに焦点が当てられることは合理的ではある。

とはいえ、本稿で明らかにするように、一九五二年以前の香港の華字紙（中国語新聞）の記事には、中国大陸からの引揚げ、戦前の住民の「帰還」、密輸等の目的で、合法的な手続を経ずに香港に密入境する日本人がしば

しは登場している。これらの記事の数は年に数本程度と、決して多いとは言えず、滞在者の数も多めの見積もりでも百人程度と、人数的には微々たるものと言える。しかしながら、企業を中心とした観点からは全く抜け落ちていた視点であり、香港と日本の人的交流の歴史を多面的に捉えるためにも、この時期の日本―香港間の人の移動の忘れられた一側面に光を当てておくことに、一定の意義があるように思われる。以下では、まず一九五二年の時点の香港における日本人について語った日本側の文献について確認し（第一節）、ついでその裏付けとして香港華字紙の記事に登場する日本人の滞在・入境による拘束・逮捕の記事について検討した上で（第二節）、華字紙にはあまり登場しない日本人女性の大陸からの流入や、中国に残留する日本人の引揚に対する総領事館開設の影響について検討し（第三節）、また一九五〇年頃から華字紙の報道に新たに登場する、日本から密航する日本人の存在について検討する（第四節）。これらの検討を通じて、公式には香港に日本人が存在しなかったはずの時期に香港にやってきた人々が、なぜ香港に入境しようとしていたのか、その背景となる事情、及びその性質の変化を明らかにしていく。

第一節 戦後総領事館開設直前の「香港の日本人たち」

第二次世界大戦における日本の敗戦に伴って一旦断絶した香港の日本人の活動が再開されたのは、公式には一九五二年の日本総領事館の開設からということになる。本節では、総領事館開設の少し前の、一九五一年末と五二年初頭の「香港の日本人」に関する二つの記述を取り上げ、当時の香港における（広義の）日本人の存在につ

いて確認しておく。

まず、そもそも戦前香港に滞在していた日本人の概況、及びそれらの人々が日本の敗戦によって退去させられるまでの状況を簡単に振り返っておく。イギリス領としての香港が建設されて間もない一八四五年には早くも遭難によって香港に漂着した日本人が定住を始めたことされるが、一八七五年になっても香港在住日本人人口は一人に過ぎなかった。その後一八八九年に二四三人となり、二〇世紀前半には更に急増し、一九三二年には二、二〇五人に達した。日中戦争開始の結果反日感情の影響を受けて多くが帰国したが、一九四一年一二月に日本軍が香港を占領して以降は再び増加し、一九四三年には軍人を除いても約六、三〇〇人が香港に滞在していた。⁽²²⁾

第二次大戦終結当時、香港には軍人・民間人を合わせて一九、二二人の日本人がいたと推計されるが、香港のスタンレー（赤柱）にある捕虜収容所には二万二千名が収容されたと報じられた。⁽²⁴⁾一九四五年一月に第一陣として軍人七〇〇名を乗せた帰還船第一陣が佐世保入港、⁽²⁵⁾一二月には民間人を含む八〇〇名が送還されたことが『朝日新聞』で報じられているが、⁽²⁶⁾最終的には、後述するように一人の例外を残して日本人は全員香港から退去させられたとされる。その後、サンフランシスコ講和条約が発効するまでは日本人は原則的に香港への渡航・滞在を許可されず、香港における戦前からの日本人社会の歴史は一旦断絶した。

戦後日本と香港の経済関係の再開は早く、一九四六年に最低限の物資についての政府間貿易が始まり、一九四七年八月には制限付ながら民間貿易が再開する。⁽²⁷⁾とはいえ公式には日本人の香港への渡航は認められず、それが再開するのは一九五一年九月のサンフランシスコ講和条約締結後のことであった（それも滞在期間二週間という厳しい制約の上であった）。

一九五二年四月、日本の駐香港総領事館開設の準備のために同僚とともに香港を訪れた岡田晃は、当時の様子について、「当時の在留日本人は、新聞社では毎日新聞の杉本要吉特派員、貿易業界では交洋交易の奥野博司、三井物産の脇田五郎など二、三名しかいなかったものである」と述べている。⁽²⁸⁾

岡田この言葉は戦後の香港における日本社会の断絶の様子を表すものとしてしばしば引用されているが、一方で、岡田より若干早く、一九五一年一月に朝日新聞社の東南アジア移動特派員として香港に派遣されていた和田斉は、同紙の記事でこれとはかなり異なる状況を伝えている。

和田は新聞記者として一般の日本人に先駆けて香港滞在を許された後、「終戦後も香港政庁の特別な取り計らいで残留を許可されたただ一人の日本人」である福富喜市に案内されて市内を歩く機会があったという。⁽²⁹⁾ 和田は当初日本語で話すことを避けていたが、皇后大道の写真屋で中国東北出身の店員から流暢な日本語で話しかけられ、また湾仔の中国料理店のウェイトレスが戦争中日本人の家をいたとあって「支那の夜」を歌ってくれたというエピソードを紹介した後、香港の日本人について以下のように述べている。本論と大きく関わるので少し長くなるが引用する。

『香港の日本人たち』といっても、今度日本から渡航を許可された新聞記者数名と前記の福富氏ぐらいだと思っていた。一週間たち、十日たって、慣れるに従って驚いたことにはたくさん。日本人^ががいることであつた。何人いるのか、語る人によつて違うが、多くいう人は百人ぐらいはいるだろうという。婦人が多く、男性もいる。婦人の大部分は夫を失つたり、あるいは別れ別れになつて、中共軍に従つて移動したものなど

で、中国人と結婚して子供のある者もいる。中には、女中をしながら帰国の旅費を貯えているけなげなものもいる。満鉄社員だった父を持ち、鹿児島高女を卒業したというある婦人は『内地でひどい目にあって、昨年漸く香港に避難しました』という。彼女のいう内地とは中共地区のことだった。旧軍人もいるし、『朝鮮人の日本人』もいるという。移民局のウォン主任は『マカオにはもつとたくさん日本人がいるでしょう』と笑いながら話してくれた。広東省人ならば自由に香港に来れるというのでマカオで待機し、広東人になりすまして、『自由な香港』に潜入しようとする日本人が多いのだそう。だが香港入港の時に、広東語の試験³⁰をやるので、こんなのは大抵はバレてしまうそう。 (傍点引用者。一部現代表記に改めた)

「多くいう人は百人ぐらい」という表現に見られるように、伝聞に基づく部分を多く含む内容だが、旧満鉄関係者(の家族)、軍人、旧植民地出身者など、総じて言えば戦中・戦前の日本の対中侵略・軍事占領との関係で中国大陸に渡った後、終戦後も中国に残留していた人々であると言えよう。では、彼／彼女らはどのようにして香港に入ってきたのだろうか。同時期の香港華字紙を見ると、その手がかりとなりそうな記事が散見する。次節ではこれについて検討してみたい。

第二節 中国大陸からの日本人の香港への流入

香港公共図書館が提供するデータベース *Old HK Newspapers* には第二次大戦後の香港の華字紙として『工商

日報』、『工商晚报』、『華僑日報』、『大公報』四紙の紙面が収録されているが、このデータベースを使用して「日人」「日本人」等の語が見出しに使われる記事を調べていくと、戦犯裁判や占領時の回顧、日本映画等について取り上げたもの以外に、香港ローカル・ニュース欄に日本人が英軍や警察によって拘束・逮捕・起訴された等の記事が散見することに気がつく。本節ではこれらの記事を整理し、内容を検討する。

表1はそうした記事を集計したもののだが、同一案件や続報等は除外し、逆に一つの記事でも複数の件について書かれたものは別に数えている。データベースの精度自体の問題もあつて、膨大な無関係の記事の中から関係する記事を拾い出したため、見落としがある可能性は否定できず、また、あくまでも新聞が記事として取り上げたものであつて日本人の逮捕・起訴の実際の数をどこまで反映しているかは定かでなく、不完全なデータであることには注意を要する。それでも幾つかのことが指摘できる。

まず、これらの日本人についての記事は、公式には日本人が存在しなかったはずの一九五二年以前から見られることだ。そして一九五二年までの多くの（一九四九年以前は全て）記事が、香港に滞在していることそれ自体、または香港への入境が逮捕（または拘束）の原因となつていてと考えられることだ。⁽³¹⁾一九五二年といえは中国大陸にはいまだ三万人の日本人が残されていると言われ、その引揚を実現するための日中間交渉が開始された年である。⁽³²⁾香港ではこの時点ですでに日本人の入境が問題になつていたというのは些か奇異に感じられるかもしれないが、以下で述べるように両者は密接な関係にある。

表2は、表1で「密入境等」に分類した記事の見出しと概要をまとめたものである。そこで述べられる逮捕・起訴の経緯の多くは警察の取り調べや法廷での証言（恐らくはそれらについての警察発表）に基づくもので、そ

表1 香港華字紙における日本人の逮捕・起訴等の記事数（1946～56年）

年	総計	密入境等	密輸	他の犯罪	不明
1946	1	(1)			
1947	2	(2)			
1948	2	(2)			
1949	5	4			1
1950	5	3	2		
1951	8	5	1	1	1
1952	6	6			
1953	1			1	
1954	6	4	3	1	
1955	5	3		2	
1956	4	2		2	

出典：香港公共図書館のデータベース *Old HK Newspapers* を元に筆者作成。
1946～48年のものは軍による拘束等。

れらはもちろん罪を逃れるため等の事情で事実を正しく述べていない可能性がある。個別の案件について検証することは難しいが、適宜送還者の帰国後の証言などを報じた日本の新聞記事を参照することで補いつつ、以下で記事の内容を検討したい。

先に確認しておく、これらの記事は香港への入境、あるいは滞在自体が問題視されているという共通点があるが、一九四八年以前の記事(①～⑤)において、不慮の事態による漂着(①)か潜伏していたのが発覚したか(②、③)に拘らず、該当する「日本人」は発見され次第拘束、収容所に送られており、特に法的根拠については記載がない。講和条約締結以前、敵国民は発見され次第拘留(恐らく送還も)されることは当然の前提のようで、そうした措置は終戦直後の日本人の香港からの退去の延長線上ということができらるだろう。

これに対し、一九四九年以後(記事⑥以下)の例では、概ね入境者管理条例(Immigrants Control Ordinance)違反として逮捕・起訴が行われている。同条例は、一九四九年一月、中国の国共内戦の影響で難民が流入することを懸念して香港政府が制定し

表2 香港華字紙に見る日本人の入境・滞在に関する記事の概要（1946～55年）

番号	掲載紙名・年月日、見出し	概略
①	《工商晚報》1946年5月28日〈日人八名航海五月／自南洋飄流抵港，已被拘返集中營〉	漂流者の発見。収容所で拘留。
②	《華僑日報》1947年8月8日〈壽臣山發現兩「日人」／居民恐傷人畜往召警捕捉未獲，疑是英輪救回香港仔之朝鮮人人〉	潜伏者の発見。漂着した朝鮮人の可能性があり。警察にて取調べ。
③	《工商晚報》1947年12月11日〈兩個婦人窩藏日人／昨被警探破獲〉	潜伏者の逮捕。中国人妻が匿っていた。
④	《工商晚報》1948年2月21日〈匿穗日人來港自首／請遣送回日〉	中国人女性と結婚し、広州に潜伏者に潜伏していた元日本軍運転手。香港の兵営に出頭し、送還希望。収容所に移送。
⑤	《工商日報》1948年5月15日〈日人流落本港請求還回原籍〉	ホームレス状態の日本人の拘留。香港居住者ではない。尋問中。
⑥	《工商日報》1949年6月14日〈日本人一名被控擅入境／自投警署請遣回籍〉	被告は戦時中軍人としてタイに駐留、日本への送還途中、汕頭で国民党軍加入。部隊敗走に伴い香港に入境し出頭。入境者管理条例違反で罰金・禁錮のち退去処分。
⑦	《大公報》1949年9月11日〈失竊報警身份暴露，兩日人各判獄一月／罪名是未循手續非法入境〉	被告は元華北交通勤務の2名。戦後中国鐵路局勤務後、広州経由で香港へ。入境者管理条例違反にて罰金・禁錮のち退去処分。
⑧	《大公報》1949年9月18日〈日人熊本潛來香港／登岸時鬼頭鬼腦終被發覺，昨受審供稱前來看看老婆〉	被告は戦中に中国人と結婚した民間人。戦後日本に送還されたが日本から妻に会うために密航、逮捕。通訳を待って再審。
⑨	《工商日報》1949年11月2日〈日人請遣回原籍，被檢舉違法入口／被控罪名三項每項判獄一月〉	被告は戦時中、台湾で日本軍に所属。戦後廈門で中国人のふりをして暮らしていたが、国共内戦のため香港に入境、出頭。入境者管理条例違反で禁錮のち退去処分。
⑩	《工商日報》1950年7月23日〈日人來港尋妻，被拘解回日本〉	被告は元憲兵で占領下中国人と結婚。妻に会うために日本から密航・逮捕、退去処分。
⑪	《工商日報》1950年8月20日〈青年日籍男女，脫離共軍潛逃抵港／向美領館請求還回日本，被警方發現擅入境予以扣留〉	日本人男女2人が密入境。日本への送還を要求。入境者管理条例違反で起訴。 a) 男性。終戦時中国東北にいたが、中国語ができたので解放軍の通訳に。海南島攻略後軍職を解かれ香港へ。 b) 女性。終戦時中国東北で陸軍医院に勤務、後解放軍に編入されて広州へ。陸軍医院時代に中国籍男性と結婚。夫は香港に來られず、夫とともに日本に送還されることを希望。適わなければマカオへ行くことを希望。

⑫	《大公報》1950年11月11日〈日人偷渡來港，被判遣逐離境〉	船での密航した大阪出身の日本人が逮捕。
⑬	《工商日報》1950年12月15日〈拘獲日人判出境／曾服軍役來港任漁船長，失業後欲返日本無護照〉	被告は満洲で日本軍の士官だったが戦後は海南島で漁業に従事。香港に入境後に逮捕。入境者管理条例、外国人退去法に基づき退去処分。
⑭	《華僑日報》1951年3月7日〈一船由沖繩島來／日人非法入境被罰〉	沖繩から船員4名無許可上陸。入境者管理条例により罰金後保釈。
⑮	《工商日報》1951年5月9日〈山西輪五搭無証入境，買辦被判罰款千元／一名查出係日人判遣送返國，三男子補辦入境手續罰百元〉	大阪からの客船の乗客の内5人が入境許可がないことが判明。内一人が日本人。退去処分。
⑯	《大公報》1951年11月19日〈日人偷渡四個被扣〉	漁船員4名の無許可上陸。
⑰	《華僑日報》1951年12月14日〈日人偷渡〉	貨物船で密航、退去処分。
⑱	《大公報》1951年12月24日〈日人偷渡驅逐出境〉	神戸から密航。不法入境で退去処分。
⑲	《華僑日報》1952年3月9日〈來自琉球兩日人被扣〉	沖繩から船で来た2人逮捕。紙面破損により判読不能。
⑳	《工商日報》1952年11月28日〈日人非法入境／一判罰二百元限期離境，另一人准千元保釋候訊〉	a) 元船員。無許可で入境後、ビジネスのため滞在。罰金・退去処分。日本領事が帰国を手配。 b) 1952年2月に無許可入境。罰金・保釈。
㉑	《華僑日報》1952年12月7日〈日人偷渡入境〉	船員2名の無許可上陸。本人は罰金、船主は無罪。
㉒	《大公報》1952年12月9日〈日寇襲港紀念日三個人擅入境／兩人受審被判入獄羈押一週，一人走出碼頭即被警方抓住〉	a) 市中にて無許可入境者逮捕、事由・処分記載なし。b) 船員の無許可上陸。市中で逮捕。退去。
㉓	《華僑日報》1954年5月28日〈日人登陸被判罰款〉	船員の無許可上陸。本人は罰金、船主は無罪。
㉔	《華僑日報》1954年8月3日〈日人留港被控，押候兩天再議〉	漁船で来航した2人が入境者条例違反容疑で審理中。
㉕	《華僑日報》1954年4月13日〈日人非法入境被罰，華人分別遣回原籍〉	漁船員2人が無許可上陸で罰金、船主は訓告。
㉖	《工商晚報》1955年1月10日〈日人被控屈蛇來港〉	神戸から密航。審理中。
㉗	《工商晚報》1955年6月15日〈偷渡來港日人被捕〉	神戸から密航。審理中。
㉘	《工商晚報》1955年11月28日〈偷渡來港日人被扣〉	合法的旅行文書なく密航。審理中。

たのだが、当初、一旦流入した難民の帰還に対する楽観的見通しや中国共産党側の反発に対する懸念などから、大陸から流入する中国人には適用されなかった（その後、難民の滞留の深刻化により、一九五〇年五月から大陸からの中国人についても規制を開始⁽³³⁾）。皮肉にも、元々想定されていなかった日本人の香港への入境に対しては当初から厳しく適用されたと言えるが、これにより日本人の香港入境は、逮捕・起訴され罰金や禁錮などの刑罰が適用される平時の犯罪扱いとなったことが見て取れる。

入境してくる日本人の事情も一九五〇年の前後で大きく異なるが、それ以前の記事④、⑥、⑦、⑨、⑪、⑬はいずれも戦後も何らかの理由で中国に残留していた日本軍の関係者で、中国の内戦の激化に伴って香港に逃れて来た人々である。その経緯は一樣ではなく、例えば記事⑥の被告は、戦時中軍人としてタイに駐留しており、戦後日本に送還される途中、汕頭^{スウトウ}で国民党軍に編入されたが、隊の敗走により除隊、香港に来て警察に出頭したという。他の例でも、華北交通勤務(⑦)、台湾から廈門(⑨)、満洲から海南島(⑬)など、遠方から紆余曲折を経て香港にたどり着いたとされている。

共通点はいずれも香港から日本に送還されることを希望していることだ。これについて、記事⑥では送還を希望して日本人が広州から香港に来ようとする件が多数発生しているとされ、また⑨でも、警察側が法廷で、類似の案件の多発を考慮して嚴重な処罰の必要性を主張したとされている。国共内戦下の中国では、一部で日本人が中国に残留する余地があったものの、共産党政権の勝利に伴ってそうした空間が急速に縮小し、日本への送還を求めて香港に来るとするのがこの時期の日本人の「密入境」の主な原因であった。

第三節 大陸から流入した日本人女性と駐香港総領事館の設置

前節で見たような、送還を求めて大陸から来港する日本人たちの存在は、第一節で見た『朝日新聞』の和田の記事で描かれた状況と対応しているように見える。ただ、これら華字紙の記事はほとんどが日本人の男性について取り上げたものであるのに対し（例外は⑩bのみ）、和田の記事ではむしろ女性が多いとされていた点は注目される。本節ではこの点に注目し、香港にやってきた日本人女性たちがしばしば不可視化されていたことの意味について考察し、また駐香港総領事館の設置が戦後も中国に残留していた日本人の引揚に与えた影響についても見ていく。

華字紙の記事に日本人女性あまり登場しなかったことについて、まず考えられるのは、女性の場合、中国人と結婚（再婚含む）して夫とともに移動した場合は日本人とは見なされず（女性の逮捕の唯一の例である記事⑩bでは中国人の夫は香港に来ていない）、またそうでなくても、治安上の不安要素とみなされることが多い男性に比べ警察による取締の対象となりにくかったという可能性である。

前者について、一九五二年一〇月の香港総領事館開設時に首席領事として赴任した小川平四郎は、当時香港にいた日本人は企業関係者、新聞各紙記者、唯一の残留者の福富以外に、「中国人と結婚された、中年の年配の婦人が一〇人程居られ、われわれが飛行場に着いた時、出迎えていただいた」と記しており、⁽³⁴⁾中国人と結婚して香港に渡ってきた女性が一定数存在していたことを窺わせる。

しかしながら、小川より少し前に総領事館設置の準備のために香港を訪れた前述の岡田の回想にはこれらの女性の存在は登場しないし、小川も別のところでは赴任当時「定住している日本人は一人も」いなかったと述べている。⁽³⁵⁾一八九九年施行の戦前の日本の国籍法では夫を中心とする夫婦国籍同一主義が採られ、「外国人の妻となり夫の国籍を取得した」日本人女性は日本国籍を喪失することになっていた（第一八条）⁽³⁶⁾。旧国籍法の観点からすれば、中国人と結婚した日本人女性も、女性も総領事館が保護の対象とする日本人（日本国籍者）ではないとする立場が考えられる。一九五〇年七月に夫婦国籍独立主義の現行国籍法が施行されていたはずではあるが、中国人と結婚した日本人女性たちは総領事館関係者（及び香港当局）の視野からこぼれがちな存在だったのかもしれない。⁽³⁷⁾

現代香港を代表する映画監督の一人アン・ホイ（許鞍華、一九四七—）の母は大分県出身の日本人で、父が満鉄関係の仕事していた関係で渡満したが、終戦直後、国民党軍の中国人男性と結婚し、国民党軍敗退に伴って一家でマカオに移り、一九五二年に香港へ来たという。⁽³⁸⁾アン・ホイの母はある時期まで娘たちにさえ出自を隠して生活していたということと、とりわけ不可視化されやすい存在だったかもしれないが、その経験には、少なくとも部分的には和田の記事に登場する女性や一九五二年に小川を出迎えた女性たちと共通するものがあったかもしれない。

一方で、女性も含め、日本への送還を希望して香港に密入境してきた日本人の立場は、一九五二年一月七日の香港での日本総領事館開設に伴って大きく変化したものと思われる。同年二月二日の『朝日新聞』の香港発報道によると、従来「香港に確実な身元引受人が無い限り香港への入国が許可されなかった」のに対し、香港

の総領事館が「引揚者の身元保証や香港での宿の手配、帰国の船などについて一切の世話を引受け、積極的に中共地区からの引揚を促進する方針」を打ち出した。記事が書かれた時点で九名の日本人が総領事館に引揚周旋を依頼してきたという。⁽³⁹⁾

早くも同月二五日の『朝日新聞』の報道では、横浜港に入港した引揚者の一人である元看護師の女性の声が紹介されている。この女性は終戦後奉天（現瀋陽）で国民党軍に留用された後、国民党軍の敗退とともに三年前に香港に流れ着き、他の日本人女性二人と編み物などの手内職をして暮らしていたが、九月の領事館開設早々帰国を願ひ出て許されたという。⁽⁴⁰⁾

ちなみに、『朝日新聞』の報道にある駐香港総領事館の方針は、その前日に北京放送で発表された、戦犯以外で中国に在留する日本人の帰国を中国・人民政府が支援するという方針に対する反応であり、この後、日本赤十字社、日中友好協会、日本平和連絡委員会の民間三団体の訪中を通じて交渉が開始された。⁽⁴¹⁾ 引揚の主流はあくまでも中国からの直接の送還であったが、民間三団体の代表団は香港を通じて中国に入っており、それ自身が香港での総領事館開設によって可能になったと言える。

以上本節で見てきたように、華字紙の記事ではほとんど取り上げられないが、総領事館開始前に中国から密入境してきた日本人の中には一定数の女性が含まれていたものと思われる。その中には中国人と結婚して香港に住する日本人女性が一定数いたが、夫婦国籍同一主義的な観点から、香港の日本人の中に含まれないことがあった。一方、女性を含め、日本への送還を希望して中国に残留する日本人が香港に来ようとした場合、従来は密入境するしかなかったが、駐香港総領事館が身元引受等を行うことで合法的な入境が可能になり、この後、こう

した目的で香港に密入境してくる日本人の記事が華字紙に載ることはなくなった。

第四節 日本からの密航と密輸

前節では総領事館開設によって大陸中国に残留する日本人の密入境の必要性が低下したことを述べたが、表2を見ると、実はその少し前から、華字紙に登場する香港での日本人の密入境関連の記事の主流は、大陸中国からではなく、新たに日本から密航で香港に来るケースであったことが分かる。本節では、これらの密航がどのようなものなのか、関連する密輸についての報道と併せて検討していく。

表2の記事の内、一九五〇年一月(12)以降は、一件の例外(13)を除いて中国大陸での残留とは関係はなく、密航や無許可の上陸が発覚したものである。その多くは逮捕された人物の属性について詳細を記していないが、出港地、出生地については大阪出身・大阪からの客船への密航(12)、(15)、神戸からの密航(18)、(26)、(27)、沖縄からの来航(記事14)、(19)、東京生まれ(19a)、出港地・出身地の記載なし(16)、(17)、(21)~(25)、(29)となっている。

この内、(14)、(16)、(21)、(22b)、(23)、(25)は船員が正規の許可を得ずに上陸にした後に逮捕された件を扱っているが、これらが事件として扱われる背景には、船員の立場を利用した、もしくは船員に偽装した密輸が警戒されていた可能性が考えられる。一九五〇年六月二六日の『華僑日報』の記事では日本・香港間の密輸について取り上げ、日本人が船員の資格で短期間上陸して取引を行っており、日本からは工業品、香港からはサッカリンや食料品が

運ばれていると伝えている。⁽⁴²⁾

記事⑭、⑰は沖縄からの密航に関するものだが、沖縄からの密輸に関しても一九五〇年一〇月、沖縄から無許可で高射砲弾と薬莖を香港に輸入しようとした日本人一名、台湾人一名が逮捕されている。⁽⁴³⁾ また一九五〇年二月二七日の『読売新聞』夕刊では、沖縄からマカオ経由で香港に弾薬を積んで向かっていた汽船船長の日本人が無許可で香港港内に停泊したかどで訓戒処分のおち釈放されたことが報道されている。⁽⁴⁴⁾

米国統治下の沖縄は、「琉球列島」として日本本土とは異なるに管轄域に置かれていたが、⁽⁴⁵⁾ 香港華字紙においても日本の新聞においても「日本人」による事件として扱われているため、ここで取り上げた。一九五〇年代初頭に琉球警察本部に所属していた棚原恵教は、日本本土の雑誌『警察学論集』に沖縄の治安状況について寄稿している。そこで棚原は、「占領統治下という特殊の事情に因る犯罪」として、一九五二年四月から一九五三年三月までに密渡航四九件、密貿易四八件、不法入国二五件などとともに、「非鉄金属に関する罪（香港等への密輸の為の薬莖類の集荷持出等）」が六九件あったとしている。⁽⁴⁶⁾ これらの数字は香港に限ったものではないが、少なくとも「非鉄金属に関する罪」については香港への密輸目的が代表的な事例とされることから、前述の華字紙や『読売新聞』の記事の如き事例が特異ものでなかったことが窺える。

また、こうした密航・密輸の背景には、香港で日本人の合法的な渡航が難しかったことや日本製品の輸入が規制されていたことがあると考えられる。この状況は香港における日本の駐香港総領事館再開（一九五二年一〇月一七日）後もしばらく続いたようで、記事⑳では、元船員だという日本人が一九五二年九月五日に入境事務處の許可なく入境し、一一月八日に見つかるまで香港島・灣仔^{ワンチャイ}に滞在していた件と（a）、同年二月にやはり無許可

で入境し、九龍に滞在していたビジネスマンの件（b）が取り上げられている。前者で逮捕された人物について、別の記事では日本の商社の香港での代理人をしていたとしている。⁽⁴⁷⁾

この二例は日本から香港に商用のために密入境し、一定期間香港に滞在していたところを発覚したものと思われるが、『朝日新聞』（一九五二年一月二七日）には、やはり香港で不法滞在が発覚し、日本へ送還された人物を取材した記事が掲載されている。記事によるとこの人物（武村栄一）は東京で綿糸商を営んでおり、一九五〇年頃に機帆船で香港に不法出国したが、同年一月から日本品の輸入規制が強まり、不法入国者の取締りが厳重になったため、同月六日に退去命令を受けたという。記事の中で武村は、当時の香港における日本人の状況について以下のように語っている。

いま香港には正式滞在が許されている日本人は二、三千人、あと四、五百人が、中国人の名前をかりて商売しているが、日本品の輸入禁止以来非常に困っている。禁止となった理由としては日本品が、中国人商人によって英国製商標をつけて売られ、英国品を圧迫しているのも一つの原因と思われる。⁽⁴⁸⁾（傍点引用者）

ここで言及される「日本品の輸入禁止」とは、一九五二年初頭にイギリスがスターリング地域全般に渡って輸入制限措置を実施したことを受けた、香港での制限強化を指すと考えられる。⁽⁴⁹⁾ 前年一二月、一部日本人の合法的な香港への渡航が開始されたばかりではあるが、五二年一月末以降四週間以上の滞在延長を認めないなど、日本人の滞在期間制限が改めて厳格化した。⁽⁵⁰⁾ 武村や記事②a、bの人物の香港への入国はそれよりしばらく前、か

つ密入境なのでそもそも合法的な滞在期間は存在しないのだが、彼らのような不法滞在の日本人に対する取締も同時に強化されたのだろう。

第一節で述べたように香港―日本間の貿易は戦後比較的早期に再開し、日本の重要な外貨獲得源の一つとなっていた。しかし、日本側は占領下の様々な制約があり、一九四九年六月まで民間貿易業者の海外渡航は認められず、特に香港への渡航は一九五二年まで認められていなかったため、基本的に香港での貿易業務は香港側の貿易商が担っていたと考えられる。また貿易品目や決済方法などについても種々の制約下に置かれていた。一九五〇年代初頭には日本人の商用の海外渡航についての規制が緩和されつつあったが、引き続き渡航制限が厳しかった香港では、ここで見た武村の言葉にあるように、密入境後に中国人の名義を借りるなどの裏口を通して香港で直接取引を開始した日本人が現れていたということであろう。⁽³¹⁾

以上本節では、一九五〇年以降、戦中から中国大陸に残留した日本人の密入境とは別に発生していた、日本から来る日本人の密入境について検討した。船員の無許可上陸がしばしば報道されていたが、その背景として、日本から船員の立場を利用（もしくは偽装）した密輸が起こっていたこと、米国統治下の沖縄（琉球列島）から葉莢（非鉄金属）の密輸が行われていたことがあったと考えられる。他方、日本の貿易業者による民間貿易が拡大していた時代を背景に、香港では日本人が密入境後に直接（密）貿易業務を行っていたと考えられる事例が登場していた。どちらについても、一九五〇年より前の日本人の密入境とは全く異なる密入境の形が登場していたと言える。

おわりに

以上の本論で考察した内容をまとめておく。まず第一節では、一九五一年の講和条約締結直後に香港にやってきた日本人二人が残した当時の状況についての記述から、講和条約以前から、公式には存在しないことになっている香港在留の日本人の存在について確認した。次に、香港の華字紙の記事を手がかりに、国共内戦における共產党の勝利後、戦後様々な事情で中国に残留していた日本人の一部に、日本への送還を求めて香港にやってくる動きがあり、中国大陸からの難民流入を警戒していた香港当局の取締の対象となっていたことを明らかにした（第二節）。華字紙にはあまり登場しないがこれらの日本人の中には女性も多く、中国人と結婚していることが多かった日本女性は総領事館（及び香港当局）の視点からは目に入りにくかった。とはいえ、総領事館が身元引受人となることで日本への送還を希望する日本人の香港への入境、引揚に道が開け、これ以後は送還目当てで密入境する日本人に関する華字紙の記事は見当たらなくなる（第三節）。一方で、一九五〇年以降、日本―香港間の民間貿易の発展を背景に、引き続き規制が厳しかった香港では、日本人が密入境後に直接密貿易に携わるケースが登場し、これを目的とする新しい形の密入境事件が発生していた（第四節）。

第四節で見た日本人の逮捕の記事は、香港で日本の総領事館が設置された後でも発生している。講和条約締結に伴って一部日本人の香港への渡航が認められるようになったとはいえ滞在期間等の制限や貿易規制が続いていたことから、引き続き日本人が香港で経済活動に携わることには厳しい制約があったと言えるだろう。それが大

大きく変わるのは、日本人に更新可能な六ヶ月の入国査証が認められ、日本の商社が相次いで香港に支店を開設する一九五四年のことと考えられる⁽³²⁾。

本稿では基礎的な事実関係を検討したに過ぎないが、香港―日本関係史のみならず、中国残留日本人の引揚史や、戦後再開した日本人の海外渡航の歴史の研究においても、あまり知られていなかった一面を明らかにすることができたのではないかと思う。また香港史の文脈においても、筆者自身のものも含め、従来の香港の出入境管理についての歴史的研究は大陸中国から香港への中国人の流入のみを対象とし、中国人の流入を想定して作られた制度が他の外国人に対しどのように適用されたのかを扱った研究は管見の限り存在しない。そうした視点においても、本稿の考察が手がかりとなるのではないかと考えている。

なお本稿では、戦後日本人の香港への「非合法的な」渡航に焦点を当てたが、日本人の香港への合法的な渡航再開をめぐる紆余曲折については、稿を改めて検討したい。

《注》

- (1) 奥田乙治郎『明治初年に於ける香港日本人』（台北・臺灣總督府熱帯産業調査會、一九三七年）。
- (2) 吳偉明「戦前の香港における日本人コミュニティの歴史的及び社会的研究」〔『日中社会学研究』一六、二〇〇八年〕。
- (3) 陳湛頤《日本人與香港…十九世紀見聞録》、香港・香港教育圖書、一九九五年。同著《香港初年的日本娼妓》、原武道・陳湛頤・王向華（編）《日本與亞洲華人…雁史文化篇》、香港・商務印書館、一九九九年。
- (4) 方亮「開港の香港における最初の日本人…漂流民庄蔵・力松に関する考察」〔『千葉大学人文公共学研究論集』四一、二〇二〇年〕。

- (5) 西中利江「明治初期における日本人と香港―『香港史』の再発見と『歴史総合』教材研究―」（駒場東邦中学校高等学校『研究紀要』五〇、二〇二四年）。
- (6) 赤岩昭滋「香港の日本人墓地―船員の墓碑を中心として―」（『海事史研究』二二、一九七三年）。
- (7) 羅燕妮・陳文耀〈從香港日本人墓地碑文看日本人在香港活動歷史之轉變〉、李培德（編著）《日本文化在香港》、香港・香港大學出版社、二〇〇六年。
- (8) 岩下哲典・村田和美・李香蘭「香港墳場の日本人墓地研究資料について」（『明海大学教養論文集―自然と文化―』一九、二〇〇七年）。
- (9) 馮錦榮（日本人在香港的活動與「和書」的流播（一八六八―一九四五））、李培德（編著）《日本文化在香港》。
- (10) 飯島渉「香港―日本関係のなかの香港日本商工会議所」（波形昭一編著『近代アジアの日本人経済団体』同文館出版、一九九七年）。
- (11) 小島勝「香港日本人学校の動向と香港本願寺」（『佛教文化研究所紀要』四三、二〇〇四年）。
- (12) 山本芳美「香港の日本人彫師たち―一九世紀末から二〇世紀初頭まで―」（明治大学政治経済研究所『政経論叢』八五―三・四、二〇一七年）。
- (13) 大東和重「ある日本人の香港体験―和久田幸助覚書―」（『関西学院大学言語教育研究センター・言語と文化』二四、二〇二一年）。
- (14) なお、これらとは別に日本占領期についても相当の研究蓄積があるが、これについては和仁による詳細な紹介がある（和仁廉夫「香港軍政史研究の現況と伝承者たち―資料と作品から―」（『植民地文化研究』二〇、二〇二二年）。
- (15) 陳湛頤（編）《日本人訪港見聞録（二八九八―一九四二）》上・下巻、香港・三聯、二〇〇五年。
- (16) 謝健（編譯）《寄旅香江―日本人筆下的香港》、南京师范大学出版社、二〇一七年。
- (17) 内野好郎「香港における戦後の日本人団体―香港の経済発展と日本企業の活動を視点に―」（小林英夫・柴田善雅・吉田千之輔編『戦後アジアにおける日本人団体―引揚げから企業進出まで―』ゆまに書房、二〇〇八年）。
- (18) 川辺純子「香港日本人商工会議所の研究（一九四五―二〇一九年）―自由経済から一国二制度への対応―」（文眞堂、二〇二三年）。
- (19) 木本正「香港の水―日本人の記録―」（講談社、一九六七年）。一九九一年に日本放送出版協会より復刊されたものを参照した。

- (20) 立石泰則『三和銀行香港支店』（講談社、一九九七年）。
- (21) 香港日本人倶楽部広報部編『香港日本人倶楽部創立二五周年記念号』（香港・香港日本人倶楽部、一九八一年）、香港日本人倶楽部『香港日本人社会の歴史―江戸から平成まで―』（香港・香港日本人倶楽部、二〇〇六年）。
- (22) 奥田前掲書、飯島前掲論文。これらの数字は台湾人・朝鮮人を含んだもの。
- (23) 『日本赤十字社社史稿・第六卷（昭和二年―昭和三〇年）』（日本赤十字社、一九七二）二五二頁。
- (24) 『毎日新聞』一九四五年九月二六日一頁。
- (25) 『朝日新聞』一九四五年一月一〇日二頁。
- (26) 『朝日新聞』一九四五年二月二日三頁、二月二日二頁。翌一九四六年一月の船でも三、五〇〇人が送還されているが、日本占領下で香港基督教総会顧問として招聘されていた鮫島盛隆はこの時の送還を体験しており、回想記を記している（鮫島盛隆『香港回想記―占領下の教会に召されて―』創元社、一九七〇年）。
- (27) 川辺前掲書二〇～二三頁。
- (28) 岡田晃（一九八五）『香港―過去・現在・将来―』岩波書店、五四頁。岡田は後に香港総領事も務めている（任一九六八―七二年）。
- (29) 福富について、香港日本人倶楽部広報部編前掲書（一九八一年）に一九五六年の時点で日綿の所属であったことが記載されているが（二〇三頁）、日本の敗戦後も香港残留が許された経緯などは不明。
- (30) 「香港に高まる対日関心、中共は組織的に研究、日本商品早く間に合うが魅力」（『朝日新聞』一九五二年一月二〇日）。香港では一九五〇年五月以降中国人の入境に対する規制が開始されるが、その際、広東人に対しては規制が緩く、人数制限（クォータ）の範囲内であれば規制を受けずに入境することができた。その際、広東人であるか否かは入境審査の際に広東語での簡単な質問に応答できるかどうかで判断された。「広東語の試験」とはこのことを指すものと思われる。中国大陸から香港への中国人の入境規制については、拙稿「香港における入境管理体制の形成過程（一九四七―五二）―中国・香港間の境界の生成と『広東人』」（永野善子編『帝国とナショナリズムの言説空間』御茶の水書房、二〇一八年）、同「一九五〇年代初頭の香港―大陸間の出入境管理と越境者の法的アイデンティケーション―」『入境許可証』、『通行証』、

- 『香港身分証』——(泉水英計編著『近代国家と植民地性—アジア太平洋地域の歴史的展開—』御茶の水書房、二〇二三年)を参照。
- (31) この分類の一九四九年以前の数字には括弧を付けてあるが、これは後述するように、一九四九年以前の拘束は、平時の法における逮捕・起訴とは異なっていることを示すためである。
- (32) この交渉の過程については、大谷育平編著『引揚交渉録—戦後、中国に残された日本人三万人を祖国へ—』(白帝社、二〇二二年)、大澤武司「在華邦人引揚交渉をめぐる戦後日中間係—日中民間交渉における『三団体方式』を中心として—」(『アジア研究』四九—三、二〇〇三年)を参照。
- (33) 村井前掲論文(二〇一八、二〇二二年)。
- (34) 「小川平太郎大使特別寄稿」(香港日本人倶楽部広報部編『香港日本人倶楽部創立二五周年記念号』、香港・香港日本人倶楽部、一九八一年)、九九頁。小川は後、一九六〇〜六三年に香港総領事。
- (35) 小川平四郎『北京の四年—回想の中国—』(サイマル出版会、一九七七年)。
- (36) 遠藤正敬『戸籍と国籍の近現代史—民族・血統・日本人—』(明石書店、二〇一三年)第二章三。引用した条文は一九一六年に改定されたもの。中華民国国籍法(一九二九年)では「中国人の妻となる者」は原則的に中華民国国籍となるとされる。
- (37) 少し後の一九六〇年当時、アジア経済研究所海外派遣員として香港に滞在していた尾上悦三も、中国人と結婚した日本人女性について言及する際、「すでに日本人とはいえないが」との前置きを付けている(尾上悦三「現地報告・香港の中の日本」『アジア経済』一一三、一九六〇年)。
- (38) ドキュメンタリー映画「我が心の香港—映画監督アン・ホイ」(原題『好好拍電影』/Keep Rolling、香港、二〇二〇年)の中でホイ自らが語っている。
- (39) 『朝日新聞』(東京・夕刊)一九五二年二月〇二日「香港経由で促進か・中共からの引揚げ・総領事が身元保証」。
- (40) 『朝日新聞』(東京・朝刊)一九五二年二月二六日「元俳優ら四名帰る・中共地区と香港から」。
- (41) 大澤前掲論文。

- (42) 「港日間私貨來往多、市面迭有日人發現」、《華僑日報》一九五〇年六月二十六日。
- (43) 「日人十一名台人一名、被控私運彈殼入口罪」《工商晚報》一九五〇年一〇月一八日。
- (44) 「起訴の密航日本人船長釈放」『読売新聞』一九五〇年二月二十七日夕刊。
- (45) 土井智義『米国の沖縄統治と「外国人」管理―強制送還の系譜―』（法政大学出版局、二〇二三年、二―一四頁）。
- (46) 棚原恵教『米軍管理下の琉球警察制度』（警察学論集）六一―一、一九五三年）。
- (47) 「日人被控非法入境」、《華僑日報》一九五二年一月二二日。
- (48) 「香港から一名送還・一昨年機帆船で密出国」『朝日新聞』一九五二年二月二七日。
- (49) 川辺前掲書、二七頁。
- (50) 「一般人は二週間に・邦人の香港滞在制限厳重」『朝日新聞』一九五三年一月一四日。
- (51) とはいえ武村が語る「四、五百人」という数字については他に裏付けがなく、誇張されている可能性が高い。
- (52) 表1からは一九五四年以降も密航の記事の件数はさほど変わっていないように見えるが、表2に示されるように、内容的に情報量は圧倒的に少なく、関心の低下が窺われる。